

# 消費税及び地方消費税の仕入控除税額報告の手引き

東京都生活文化局私学部私学振興課助成担当

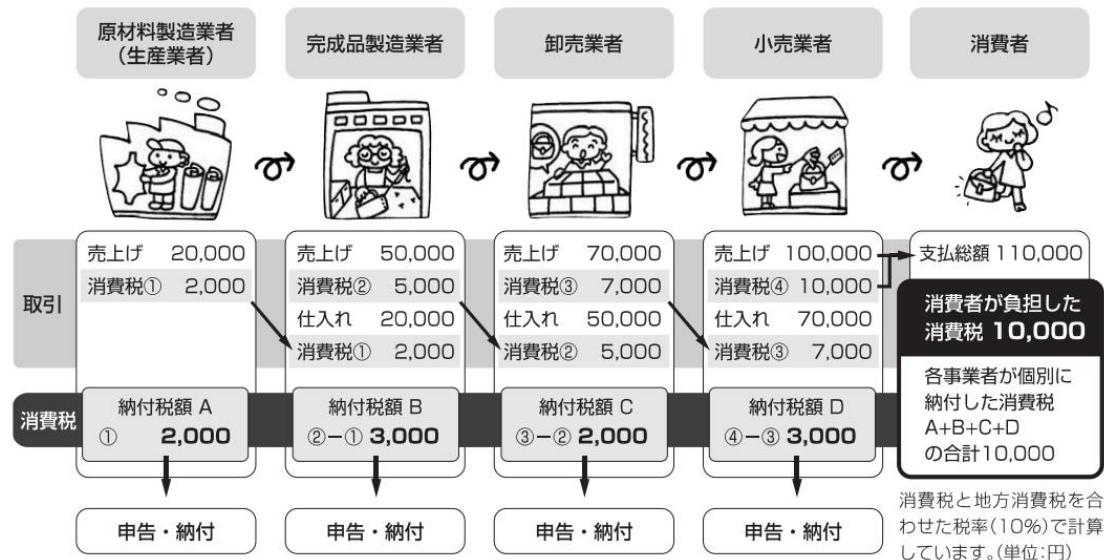
- この手引きは、補助金交付を受けた事業者が、消費税の仕入控除税額の報告を行うためのものです。
- 消費税や仕入控除税額等について
  - ・ 基本的な内容については、国税庁の HP (<https://www.nta.go.jp/>) をご確認ください。
  - ・ 消費税の申告や仕入控除税額等の詳しい内容については、税理士又は所轄の税務署へお問い合わせください。

1 消費税の仕組み

消費税は、商品・製品の販売やサービス提供などの取引に対して広く公平に課税される税で、最終的には消費者が負担しますが、納税義務者である事業者が納付します。

生産、流通などの各取引段階で二重三重に税がかかることのないよう、税が累積しない仕組みが採られています（仕入税額控除制度）。

(1) 消費税の負担と納付の流れ

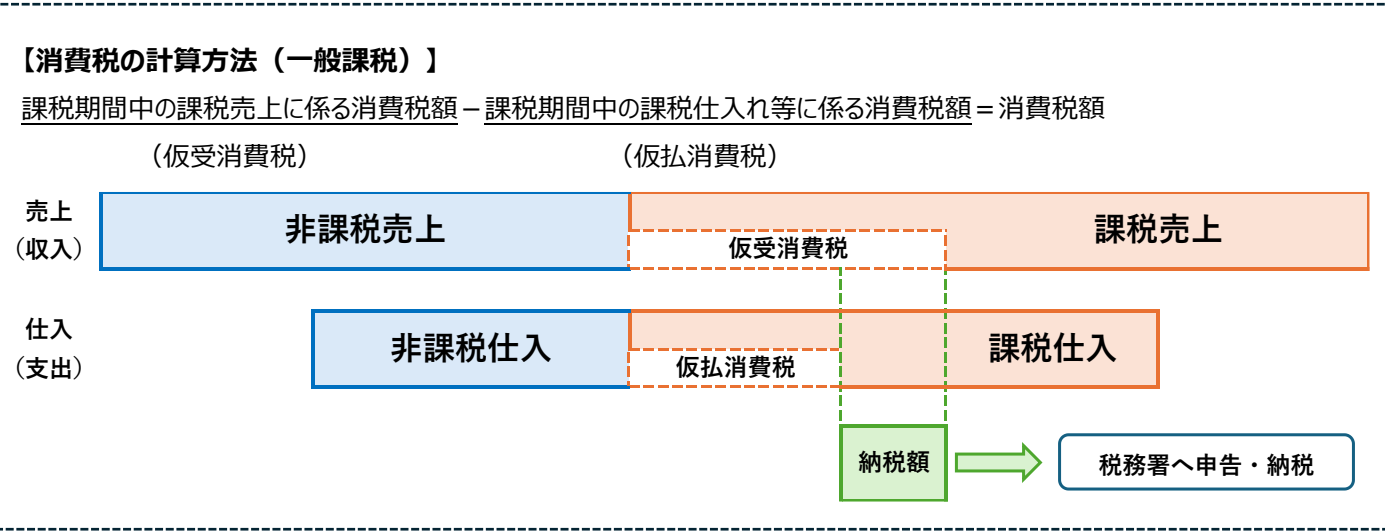
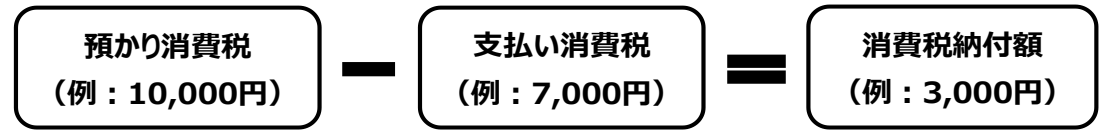


出典：令和7年6月「消費税のあらまし」（国税庁）

(2) 仕入税額控除制度

消費税の仕入税額控除は、仕入控除の対象とならない事業者（免税事業者等）でない限り、課税対象消費税額（預かり消費税）から期間中に支払った消費税額（支払い消費税）を確定申告により控除できる制度です。

例えば、上図における「小売業者」の場合、預かり消費税（売上げに含まれる消費税）の10,000円から、支払い消費税（仕入に含まれる消費税）の7,000円を控除した3,000円が、消費税の納付額となります。



2 補助事業完了後の補助金（仕入控除税額）について

補助対象事業者が補助事業において支払った経費に含まれる消費税は、その全部又は一部が支払い消費税（仕入れに含まれる消費税）として控除されるため、当該消費税額について事業者は実質的に負担していないことになります。

そのため、補助金に係る消費税について仕入税額控除を受けたときは、その控除額に含まれる補助金額を都に返還しなければなりません。

この点について、補助金交付要綱において、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税について仕入控除税額が確定した場合、東京都に報告する旨を定めています。

※ 以下、「消費税及び地方消費税」は「消費税等」、「東京都」は「都」と記載

【参考：補助金を受けていない場合と補助金を受け全額課税仕入とした場合の比較】

一般課税（税率 10%・補助金なし）の場合

|            |                 |              |                |
|------------|-----------------|--------------|----------------|
| 売上<br>(収入) | 非課税売上<br>3300万円 | 仮受消費税 500万円  | 課税売上<br>5500万円 |
| 仕入<br>(支出) | 非課税仕入<br>1500万円 | 仮払消費税 350万円  | 課税仕入<br>3850万円 |
|            |                 | 納税額<br>150万円 | 税務署へ申告・納税      |

課税売上に係る仮受消費税（500 万円）と課税仕入に係る仮払消費税（350 万円）の差額である 150 万円が、この事業者の納税すべき消費税額になります。

一般課税（税率 10%・補助金 550 万円で物品を購入）の場合

|            |                                 |                 |                                 |                |                |
|------------|---------------------------------|-----------------|---------------------------------|----------------|----------------|
| 売上<br>(収入) | 補助金収入550万円<br>(内消費税相当額<br>50万円) | 非課税売上<br>3850万円 | 仮受消費税 500万円                     | 課税売上<br>5500万円 |                |
| 仕入<br>(支出) |                                 | 非課税仕入<br>1500万円 | 物品購入費550万円<br>(内消費税相当額<br>50万円) | 仮払消費税 350万円    | 課税仕入<br>4400万円 |
|            |                                 |                 |                                 | 納税額<br>100万円   | 税務署へ申告・納税      |

課税売上に係る仮受消費税（500 万円）と課税仕入に係る仮払消費税（400 万円）の差額である 100 万円が、この事業者の納税すべき消費税額になります。

補助金を受けていない場合と補助金を受けた場合を比較すると、この事業者が納税すべき消費税額は、補助金における消費税相当額（50 万円）分少なくなります。

このため、補助金のうち消費税相当額を返還していただく必要があります。

3 仕入控除税額の報告について

(1) 報告の対象事業者

令和7年度に東京都生活文化局私学部から補助金の交付を受けた全ての事業者が対象となります。  
※都への返還額が0円の場合も、報告書の提出が必要です。

(2) 報告時期

補助金の交付決定を受けた時期の属する課税期間が報告の対象となります。課税期間は事業者により異なりますので、以下を参考に対象期間をご確認ください。  
※個人立等の場合、交付決定を受けた時期によって、本件の報告の時期が異なりますので、ご注意ください。

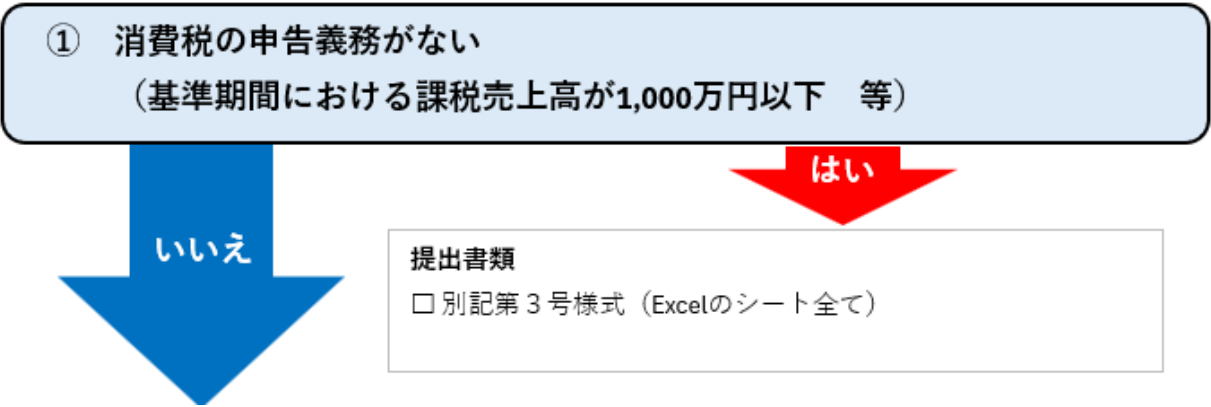
| 令和6年度                |    |    | 令和7年度     |    |    |    |    |    |     |     |     |           |    |    | 令和8年度     |    |    |    |    |    |     |     |     |           |    |    |
|----------------------|----|----|-----------|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|-----------|----|----|-----------|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|-----------|----|----|
| 1月                   | 2月 | 3月 | 4月        | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月        | 2月 | 3月 | 4月        | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月        | 2月 | 3月 |
| 課税期間が4月～3月の場合（学校法人等） |    |    |           |    |    |    |    |    |     |     |     |           |    |    |           |    |    |    |    |    |     |     |     |           |    |    |
| 令和6年度課税期間            |    |    | 令和7年度課税期間 |    |    |    |    |    |     |     |     |           |    |    | 令和8年度課税期間 |    |    |    |    |    |     |     |     |           |    |    |
| 課税期間が1月～12月の場合（個人立等） |    |    |           |    |    |    |    |    |     |     |     |           |    |    |           |    |    |    |    |    |     |     |     |           |    |    |
| 令和7年度課税期間            |    |    |           |    |    |    |    |    |     |     |     | 令和8年度課税期間 |    |    |           |    |    |    |    |    |     |     |     | 令和9年度課税期間 |    |    |
|                      |    |    |           |    |    |    |    |    |     |     |     |           |    |    |           |    |    |    |    |    |     |     |     |           |    |    |

(3) 提出書類（様式は HP からダウンロードしてください）

- ① 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（別記第3号様式）
  - ② 仕入控除税額の計算確認シート
  - ③ 上記の①②の記入内容が確認できる添付資料
- ※記入内容に応じて必要な提出書類が変わりますので、下記のフロー図をご確認ください。

【提出書類フローチャート】

※該当する項目が不明な場合は、税理士又は所轄の税務署へお問合せください。



② 簡易課税方式により申告している。

いいえ

はい

提出書類

- ☐ 別記第3号様式（Excelのシート全て）
- ☐ 消費税及び地方消費税の確定申告書（写し）

③ 公益法人等で特定収入割合が5%を超えている。

いいえ

はい

提出書類

- ☐ 別記第3号様式（Excelのシート全て）
- ☐ 消費税及び地方消費税の確定申告書（写し）
- ☐ 特定収入割合の計算表（写し）

④ 補助対象経費に係る消費税を、個別対応方式において「非課税売上に要するもの」として申告している。

いいえ

はい

提出書類

- ☐ 別記第3号様式（Excelのシート全て）
- ☐ 消費税及び地方消費税の確定申告書（写し）
- ☐ 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表（写し）
- ☐ 勘定科目別区分表など（全ての補助対象経費が「非課税売上対応課税仕入（非対仕入）」の科目に含まれているかが確認できる資料）

⑤ 補助対象経費が人件費等の非課税仕入のみである。

いいえ

はい

提出書類

- ☐ 別記第3号様式（Excelのシート全て）

⑥ ①～⑤のいずれにも該当しない。

はい

提出書類

- ☐ 別記第3号様式（Excelのシート全て）
- ☐ 消費税及び地方消費税の確定申告書（写し）
- ☐ 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表（写し）

#### **4 補助金の返還について**

仕入控除税額報告書のご提出後、返還額がある事業者に対し、都から返還に係る納入通知書を送付します。納入通知書に記載の内容を確認の上、納入通知書に記載の期日までに金融機関で納付してください。